

# 名古屋市産後ケア事業 受託事業者募集要項

## 1 趣旨

名古屋市では、退院直後の入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等により、育児困難感がある母親が安心して育児ができるよう、子育て支援の一助とするとともに、児童虐待防止につなげることを目的とし、宿泊型による支援（以下「宿泊型」という。）または日帰り型による支援（以下「通所型」という。）を行う「産後ケア事業」を実施します。

本事業の実施にあたり、本市の定める要件に該当する事業者を募集します。

## 2 募集の概要

### (1) 事業の名称

名古屋市産後ケア事業

### (2) 募集期間

随時

### (3) 契約方法

名古屋市と実施事業者で委託契約を締結します。

### (4) 履行期間

契約締結日～当該年度の末日

ただし、当該年度終了時点における本事業の実施状況、次年度予算の状況等を踏まえ、次年度以降の契約更新について協議するものとします。

## 3 事業の内容

### (1) 業務内容

次の各号に掲げるサービスの両方又はいずれかを実施するものとします。

#### ア 宿泊型

母子を宿泊させ、下表の区分に基づくサービスの提供により、母子への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

#### イ 通所型

母子を日帰りで施設利用させ、下表の区分に基づくサービスの提供により、母子への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

区分	サービス内容	
宿泊型	原則として、入所時間は10時、退所時間は退所日の16時とし、右欄に掲げるサービスを提供する。	①母親の健康管理や生活面の指導 ②乳房ケアや授乳方法の指導 ③乳児の沐浴、発達・発育のチェック、体重・排泄のチェック、スキンケア等の育児方法の指導
通所型	原則として、実施時間は10時から16時までとし、右欄に掲げるサービスを提供する。	④育児相談 ⑤その他必要とする保健指導・相談

※サービス内容の詳細は仕様書別紙1に定めるとおりとする。

### (2) 対象者

原則として名古屋市内に住所を有し、かつ出産後4か月未満の母子で、市が次のいずれにも該当すると認めた方とします。 ※

- ア 病院等への入院を要しない程度の心身の不調がある。
- イ 育児に強い不安がある。
- ウ 家族等から十分な援助が受けられない。

※ただし、医療的介入が必要な者又は感染症状がある者は除きます。

(3) サービスの利用期間

出産後 4 か月未満の期間内において、宿泊型及び通所型の利用日数を合算して 7 日を限度とします。ただし、市長が特に支援が必要と認める場合は出産後 1 年未満まで利用することができることとします。また、市長が必要と認める場合は、14 日を限度として利用することができることとします。

(4) 委託料

名古屋市は、次の(表 1)に定める単価から(表 2)に定める利用者負担額を控除した額を、委託料として受託事業者に支払います。

(表 1)

サービス内容	単価
宿泊型	1 日あたり 27,270 円 (※)
通所型	1 日あたり 18,180 円

※ 1 日とは 0 時から 24 時とする

(表 2)

階層区分		利用者負担額 (1 日あたり)	
		宿泊型	通所型
I	生活保護 受給者 市民税非課税の者	0 円	0 円
II	I の場合を除き 母親及び配偶者の合算所得が 730 万円未満の者	3,520 円	2,360 円
III	I の場合を除き 母親及び配偶者の合算所得が 730 万円以上の者	11,020 円	7,270 円

(備考)

- 1 申請時の前年の所得 (1 月から 5 月までの申請については前々年の所得) で階層区分を決定する。  
なお、所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第 3 条第 1 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定の例による。
- 2 階層区分 I の「市民税非課税の者」は、申請時の年度 (4 月から 5 月に申請する場合は前年度) の個人市民税が母親及び配偶者ともに非課税の場合とする。

#### 4 受託事業者の要件

次の要件をいずれも満たす名古屋市内及び名古屋市に近接する市町村の医療機関等の

事業者とします。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所及び助産所のいずれかであって、当該事業所で本事業を実施できること。
- (2) 本事業に関する知識及び技術において高い専門性を有すること。また、宿泊型を行う場合は、母子の入院の受入れが可能であること。
- (3) 母子 1 組あたり 6.3 ㎡以上の、宿泊型又は通所型によるサービスを提供するための個室が確保されていること。
- (4) 入浴施設を有すること。
- (5) 本事業の実施時間内においては、主に本事業に従事する助産師を 1 名以上配置し、母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談等を行う実施体制が確保できること。

## 5 事業者登録・契約

申請受付後、名古屋市が申請書類の内容について書面による審査を行い、事業者登録の決定通知を送付します。その後、名古屋市と登録事業者で委託契約を締結し、本事業の取扱いを開始していただきます。

## 6 申請書類

- (1) 名古屋市産後ケア事業 登録申請書（第 1 号様式）
- (2) 産後ケア事業類似業務実績（第 2 号様式）
- (3) 産後ケア事業実施体制（第 3 号様式）
- (4) 事業者の概要（第 4 号様式）
- (5) 産後ケア事業実施施設の図面
- (6) 団体の事業内容がわかるパンフレット等
- (7) 定款（開設者が法人の場合）

※申請にあたっては、名古屋市公式ウェブサイトの「質問に対する回答」をよくお読みください。

## 7 申請先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課母子保健係

## 8 問合せ先

子ども青少年局子育て支援部子育て支援課 母子保健係

ファックス：052-972-4419

電 話：052-972-2629